

佐賀県からの注意事項（制度について）

①制度の運用

・小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法に基づいて、国により定められた基準に適合するかどうかで判断される、義務的な性格をもつ制度です。

都道府県が恣意的に適否を決められるものではありません。

・助成制度の所管は、原則として対象となる児童等の保護者（申請者）が住居を有する都道府県（又は指定都市・中核市）となります。

診療する場所ではありません。

・指定医療機関については、その医療機関の所在する都道府県（又は指定都市・中核市）が指定先となります。

②指定医の届出

・指定医については、その指定医が意見書の作成を行う医療機関の所在する都道府県（又は指定都市・中核市）が指定します。複数の医療機関で意見書を作成する場合、医療機関ごとに所在する都道府県（又は指定都市・中核市）が違う際は、それぞれの都道府県（又は指定都市・中核市）で指定手続きを行う必要があります。

複数の医療機関で意見書を作成する場合でも、所在が同一の都道府県（又は指定都市・中核市）の場合は指定手続きは一回で足りませんが、その際医療機関名についてはすべて届けておく必要があります。

・指定医が、指定を受けた時点とは違う医療機関で意見書作成を行うことになった際、従来と違う都道府県（又は指定都市・中核市）の場合は、当該自治体での指定手続きが必要です。同一の都道府県（又は指定都市・中核市）の場合は、医療機関の追加の届出が必要です。

③指定医資格の更新等

・指定医指定の有効期限は最長 5 年間です。佐賀県から送付される指定書に記載されている有効期間の経過後、指定医資格は無効となりますので、期間内に改めての更新申請が必要となります。

・指定医の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名に変更があった場合、佐賀県への届出が必要です。